

第4章 子育て支援の基本的な考え方

【1】基本理念

本市では、「雲南市次世代育成支援行動計画(後期計画)」に基づき、子どもが健やかに育ち、子どもと子育てにやさしい社会の構築を目指し、様々な施策を総合的に推進してきました。これを引き継ぐ形で、平成27年3月に第1期となる「子ども子育て支援事業計画」を策定しました。この度の第2期基本計画においては、子育て支援事業のさらなる展開と活動の推進を目指して、第1期計画において定めた基本理念を踏襲します。

● 本計画の基本理念 ●

安心して子育てのできる支えあいのあるまち うんなん

【2】基本目標と取り組み方針

基本理念を具体化するための「基本目標」については、前掲の子育て支援の課題を踏まえ、第1期計画を踏襲して次の4項目を設定し、それぞれに「取り組み方針」を定めます。

取り組みにあたっては、就学前の教育及び保育を適切に提供できる施設整備の推進をはじめ、妊娠、出産から学童期に至るまでの、相談や情報提供機能を充実するなど、子どもの健全な育成のための総合的な子育て支援の環境づくりを推進します。

【基本目標1】 地域で安心して子育てできる環境づくり

【基本目標2】 子育てと仕事を両立できる社会づくり

【基本目標3】 子どもの生きる力を育てるまちづくり

【基本目標4】 親子の健やかで安心な暮らしづくり

【3】施策の体系

基本理念	基本目標	取り組み方針	主な施策
安心して子育てのできる支え合いのまち うんなん	【基本目標1】 地域で安心して 子育てできる環 境づくり	1. 地域における子育て 支援施策の充実	1. 子育て支援のネットワークづくり 2. 子育て家庭への支援機能の強化
		2. 家庭の状況に応じた 子どもへの支援の充実	1. 児童虐待防止対策の充実 2. ひとり親家庭への自立支援の推進 3. 子どもの貧困への対策の推進 4. 障がい児施策の充実 5. 外国につながる幼児への支援
		3. 子どもの安全の確保と 生活環境の整備	1. 子どもの安全・安心の確保 2. 快適な生活環境の整備
	【基本目標2】 子育てと仕事を 両立できる社会 づくり	1. 多様な子育てニーズに 対応する質の高い保育の 推進	1. 子育て支援施設の充実 2. 子育て支援事業の充実
		2. ワーク・ライフ・バラ ンスの推進	1. 就労環境の整備 2. 男女共同参画意識の啓発 3. 産後の休業及び育児休業後における 子育て支援施設等の利用の確保
	【基本目標3】 子どもの生きる 力を育てるまち づくり	1. 子どもが心豊かに成長 するための活動の推進	1. 多様な体験・ふれあいの機会づくり 2. 健全育成の推進 3. 思春期保健対策の推進
		2. 家庭教育の支援及び 地域と連携した教育の 推進	1. 子育て家庭への学習機会の充実 2. 地域と連携した教育の推進
		3. 教育環境の充実	1. 教育環境の整備
	【基本目標4】 親子の健やかで 安心な暮らしづ くり	1. 妊娠・出産期の支援	1. 切れ目ない妊娠・出産期の保健対 策と不妊への支援
		2. 親子の健康づくりと 食育の推進	1. 乳幼児期の心と体の健やかな発達 支援の充実 2. 食育の推進 3. 子ども医療の充実

第5章 施策の展開

【基本目標1】地域で安心して子育てできる環境づくり

取り組み方針1. 地域における子育て支援策の充実

子育てについて気軽に相談ができ、必要な情報を得ることができる環境を整備することにより、子育ての知識・経験の不足や相談相手がいないことからくる不安や孤立感の軽減を図ります。また、楽しく子育てができるよう、子育て中の親子の交流を促進します。

(1) 子育て支援のネットワークづくり

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
1	地域ぐるみの子育て環境づくり	●少子化、核家族化の進行により、地域コミュニティとのつながりが希薄になる傾向がある中、地域自主組織等と行政の連携により、子どもの見守りや地域での多世代交流、相談の場づくりをはじめ、放課後子ども教室、放課後児童クラブなど、地域ぐるみの子育て支援を進めます。	地域振興課 子ども政策課 キャリア教育推進室
2	ネットワークづくり	●子育て支援センター、子育てサロンなど地域で子育て支援に取り組む関係者などを中心として、子育てネットワークを構築し、子育て支援センター事業やファミリー・サポート・センター事業など各事業との連携の強化を図り、主任児童員など関係者との連携を深めます。	子ども政策課
3	情報提供の充実	●雲南省の暮らしや子育て情報等を、市のホームページ、子育てポータルサイトや広報などを活用し、多くの市民に認知してもらえるよう積極的な情報発信に努めます。(園開放、子育て支援センターでのイベント等) ●子育ての参考にしていただくために作成した「子育て応援ガイドブック」等を活用し情報提供を図ります。	子ども政策課 子ども家庭支援課 情報政策課
4	関係団体への支援	●雲南省内外で親子活動や子育ての場づくりを実践している方を中心にUNNAN 子育て応援会議の開催をサポートすることで、広聴及び情報提供の機会を積極的に設け、より良い子育て環境づくりのための生の声を活かすことに努めます。	うんなん暮らし推進課 情報政策課 政策推進課

(2)子育て家庭への支援機能の強化

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
5	子育て支援センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を目的として、子育て支援センター事業を実施します。同事業においては、子育てサークル等への支援も行い、子育てをする親がアクセスしやすい情報提供・相談体制の充実を図ります。 	子ども政策課
6	相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関する悩みや不安、疑問について、気軽に相談できる体制を維持し、各種相談窓口の周知を図ります。 ●相談支援にあたっては、子ども家庭支援センター「すわん」が窓口となり、各分野の担当課と連携し、それぞれの専門的な助言や情報提供などの支援を行います。 ●母子保健については、妊娠期からおおむね3歳児健診終了後までを対象とし、母子健康包括支援センター「だっこ♪」が相談窓口となり関係部署・関係機関（医療機関（複数科）、保健所、さくら教室等）と連携して切れ目ない支援を行います。 ●子育て支援センターでも相談に応じます。 	子ども政策課 子ども家庭支援課 健康推進課

取り組み方針 2. 家庭の状況に応じた子どもへの支援の充実

子ども・子育て支援制度では、虐待などを含め、全ての子どもと子育て家庭を対象として、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することが基本指針で求められています。様々な機会を通して虐待を早期発見でき、また、発見した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関や地域との連携を充実します。

ひとり親家庭への経済的支援などを行うとともに、個々の家庭状況に応じた、悩みや不安を気軽に相談できる体制を強化します。

障がい児に関する関連計画、関係機関等との連携を十分に図りながら、障がい児への支援を促進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
7	相談体制の充実	●児童養育相談員を配置し、児童福祉などに関する相談・支援体制の充実を図ります。	子ども家庭支援課
8	児童虐待防止に向けた取り組み	●児童虐待に関するリーフレット配布、11月の児童虐待防止推進月間を中心に広報・啓発活動を行うことにより、児童虐待の未然防止に努めます。 ●初めて子育てをしている親子の仲間づくりや、子どもの心身の発達を学ぶ場として、第1子を出産した母を対象に「親子の絆教室」を開催し、子育ての孤立化の防止や、育児不安の解消を図ります。	子ども家庭支援課
9	専門機関との連絡調整 (要保護児童対策協議会)	●雲南市要保護児童対策地域協議会の調整機関を子ども家庭支援課に置き、児童相談所、警察等関係機関との連携をとりながら、児童虐待の対応を行うとともに、積極的な虐待の未然防止・早期発見に向けた取り組みを進めます。	子ども家庭支援課
10	ショートステイ事業、トワイライトステイ事業	●「ショートステイ」は、保護者の病気、疲労、その他身体上、精神上、環境上の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等で養育・保護する事業です。 ●「トワイライトステイ」は、保護者が仕事やその他	子ども家庭支援課 子ども政策課

		<p>の理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難となった場合その他緊急の場合、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業です。</p> <p>●多様なニーズに対応するため、新たに事業に取り組むこととし、令和6年度を目途に業務委託を検討します</p>	
--	--	---	--

(2)ひとり親家庭への自立支援の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
11	相談体制の充実	●母子・父子自立支援員による相談体制の充実を図るとともに、児童扶養手当現況届時等を利用し、ひとり親家庭の状況把握に努め、未就労等のひとり親については就労へつなげるなど、自立・生活支援に取り組んでいきます。	子ども家庭支援課
12	母子・父子家庭への制度周知等	●母子・父子家庭への助成制度や就業支援に係る給付金制度等の情報提供の充実を図るとともに、これらの給付金事業等については、継続実施します。	子ども家庭支援課

(3)子どもの貧困への対策の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
13	子どものいる貧困世帯への支援	●子どものいる貧困世帯の経済的困窮に対する支援として、生活困窮者自立支援制度による包括的な相談支援、家計改善支援、就労支援等に取り組めます。	健康福祉総務課
14	第三の居場所づくり	●様々な事情により放課後児童クラブやスポーツ少年団、学習塾に行けない子どもを対象に、放課後や週末、長期休業時における学習支援や体験活動、生活支援等を行い、生きる力の土台を育むため、新たに「第三の居場所」事業に取り組めます。	キャリア教育推進室

(4)障がい児施策の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
15	障がい児保育	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所における障がい児保育については、引き続き、実施していきます。必要に応じて環境の整備を行います。また、私立認可保育所へは、障がい児受け入れに対する補助金交付を継続実施し、支援します。 ●医療的ケア児については、保育所入所に際し看護師の配置が必要となるため、体制の充実に努めます。また、私立認可保育所への補助金交付を継続実施します。入所にあたっては、関係課や医療機関、訪問看護事業者等の関係機関と調整し受け入れできるように取り組みます。 	子ども政策課 健康推進課
16	療育システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいの早期発見とともに発達クリニックの実施や療育事業との連携を図り、療育環境の提供に努めます。妊産婦、乳幼児に対する各種健康診査により、疾病や障がいの早期発見に努め、保健指導の充実と子育て家庭の支援を行います。 	健康推進課
17	継続した支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●健診等での障がいの早期発見に引き続き取り組むとともに、集団生活や就学がスムーズに行えるよう、多様な専門機関(医療機関、特別支援学校、ウイッシュ等)をはじめ、保育所や幼稚園、学校と連携を図りながら、保育所から幼稚園、小学校へと、切れ目のない支援体制を整備します。 ●子育てサポートファイル「すくすくファイル」により、育児相談等の記録を幼児が所属する園等につなげ、継続した支援が行えるようにしていきます。 ●5歳児健診に代わる「すくすくアンケート」を悉皆で実施して、相談するきっかけづくりをするとともに、心身の発達に配慮が必要な就学前の幼児について、適切な支援を行うための助言、就学相談、移行支援等を行っていきます。 ●就学前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へといった次の段階へのスムーズな支援の引継ぎを「個別の支援計画」等を活用して行っていきます。 ●医療連携シートを活用し、家庭・教育(保育)・医療が円滑に情報を共有し、適切な診断や医療的観点からの助言につなげるとともに、当該幼児児 	健康推進課 子ども家庭支援課

		童生徒の子育てや教育の充実を目指していきます。	
18	障がい福祉のサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい福祉サービスの必要な児童に対して、法に基づき各種の支援サービスを提供します。主な取り組みとしては、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所(ショートステイ)、居宅介護(ホームヘルプ)、移動支援など、様々なサービスを提供します。また、本市障がい福祉計画に基づき、サービス提供体制の充実に取り組みます。 ●市外特別支援学校への通学支援事業として、保護者への通学費用の支援と、移動支援事業における通学支援を実施する事業者への支援を実施します。 	<p>長寿障がい福祉課</p> <p>子ども家庭支援課</p>

(5)外国につながる幼児への支援・配慮

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
19	子育て支援施設等の手続きに際しての支援	<ul style="list-style-type: none"> ●外国につながる幼児の子育て支援施設等での受け入れにあたって、手続き等の際に必要な応じて支援を行います。 ●多文化共生推進に関する専門家を派遣し、外国語対応支援を実施します。 <p>※多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです。</p>	<p>地域振興課</p> <p>子ども政策課</p>
20	就学前日本語支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●外国につながる幼児が、日本の小学校に円滑に就学できるように、就学前に日本語の支援を行います。来年度1年生になる児童のうち、語彙が少ない児童や日本語での日常会話が十分にできない児童などに対し、保護者の希望に応じて在籍する子育て支援施設等で実施します。 ●子育て支援施設等において、通常の生活の中でお互いの背景や文化の違いを認めるなど、多文化共生を進めています。 	子ども家庭支援課

取り組み方針 3. 子どもの安全の確保と生活環境の整備

子どもにとって安全な生活空間の確保をはじめ、交通安全や防犯に対する意識啓発、安全・安心確保のための地域住民の自主活動等を促進し、地域全体で子どもを見守るまちづくりを一層推進します。また、安心して遊べる公園の整備・充実など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

(1)子どもの安全・安心の確保

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
21	歩道整備等による歩行空間の確保	●道路整備に伴う歩道や通学路整備により、歩行エリアのネットワーク化を推進します。また、雲南市通学路交通安全プログラムにより、危険箇所の対策をはじめとする通学路・散歩コース等の安全確保に取り組みます。	建設工務課 学校教育課 防災安全課 子ども政策課
22	ユニバーサルデザイン化の推進	●雲南市住宅マスタープランに基づき、公共施設においては、段差の解消などのバリアフリー化を促進するとともに、安心して行動できるまち、すべての人が気持ちよく生活できるまちとなるようユニバーサルデザイン化(施設等の整備において、子どもや妊産婦をはじめとするあらゆる人が利用しやすいという視点)を推進します。	建築住宅課
23	地域一体となった防犯対策	●警察、交通指導員や地域の見守り組織等の関係機関と連携しながら、子どもたちへの交通安全指導及び啓発活動を行います。また、保護者を含め地域での交通安全への取り組みを進めるとともに、「雲南市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」等と連携し、犯罪から子どもたちを守る活動を地域と一体となって進めていきます。	学校教育課 防災安全課 子ども政策課
24	防災への取り組み	●各施設の防災計画に基づき、定期的な避難訓練等を行うとともに、地域の防災の取り組みに連携・協力していきます。	防災安全課 学校教育課 子ども政策課
25	園外活動の安全の確保	●園外活動のマニュアルを整備し、子育て支援施設における散歩、遠足等が安全に実施できるように取り組みます。 ●登園・降園・園外活動・散歩コース等における危険箇所を把握し、安全確保に努めます。	子ども政策課

(2) 快適な生活環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
26	良質な賃貸住宅の確保	●公営住宅については、雲南市公営住宅等長寿命化計画に基づいて改善や建て替えを行い、住宅整備を実施します。子育て世代が入居しやすい優良な賃貸住宅の供給促進を行います。	建築住宅課
27	宅地購入の補助の実施	●定住人口の増加と地域の活性化を図ることを目的に、民間売買による子育て世帯の宅地購入に要する経費の負担軽減を実施します。	建築住宅課
28	民間賃貸住宅の家賃補助の実施	●市外からの移住を促進し、将来的な宅地購入・住宅取得等による定住化に繋げるため、民間賃貸住宅への入居に要する経費の負担軽減を実施します。	うんなん暮らし推進課
29	三世帯同居促進支援の補助の実施	●定住人口の増加と多世代家族の形成促進による子育て支援や地域の活性化を図ることを目的に、子育て世代を含む三世帯が新たに同居する際の住宅改修等の経費の負担軽減を実施します。	うんなん暮らし推進課
30	安全な公園や広場等の整備	●既存の公園や広場等の遊具・設備の定期的な点検や修繕・更新を行い、子育て世帯にも安心して利用できる場とします。また、新たな子ども向け遊具の整備や安全で快適な空間づくりについても推進します。 ●中心市街地活性化事業の一環として取り組んでいる三刀屋公園の整備を進めます。	都市計画課 農林土木課 子ども政策課

【基本目標2】子育てと仕事を両立できる社会づくり

取り組み方針1. 多様な子育てニーズに対応する質の高い保育の推進

通常保育事業の充実と併せて、多様な子育て支援事業の提供体制を整備し、保護者の就労形態の多様化や就労希望者の増加による保育ニーズに、きめ細かく対応した保育サービスとともに、専門知識を高めた質の高い保育を推進します。

(1) 子育て支援施設の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
31	保育の質の充実	●『夢』発見プログラムとそこから派生した幼児期運動プログラムに基づき、雲南市が考える「幼児期に目指す子ども像」に向けて、幼児期に育てたい9つの力を発達段階に応じてそれぞれの子どもが身に着けられる教育・保育を実践します。	子ども政策課
32	保育者の資質の向上	●継続的・実践的な研修等を通じて、職員の専門性及び資質の向上を図ります。私立認可保育所に対しても、研修事業等補助金の活用や、市等が行う研修への積極的な参加を促し、公立私立を問わず、保育の質の向上を図ります。	子ども政策課
33	保育士の確保	●年度中途での保育士の確保が困難であることから、4月時点から保育士を確保した場合、保育所保育士確保対策事業費補助金により委託園、私立園での保育士の確保を推進し、保育の質の向上を図ります。	子ども政策課
34	保育所等の費用軽減	●国の動向等を踏まえながら、引き続き、保育所保育料等の軽減に努めます。 (3～5歳児については無償化の対象となっているため、0～2歳児を対象とするものです。) ●幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者が負担すべきとされた副食費について、雲南市に住所を有する3～5歳児については無償とします。	子ども政策課
35	計画的な子育て支援施設の整備	●子ども・子育て支援事業計画に基づき子育て支援施設に対する需要の見込み量の適正な確保に努めます。また、「雲南市立小中学校及び幼稚園等適正規模適正配置基本計画」に基づき、施設運営の効率化に努め、認定こども園の整備など計画的な施設整備をはかります。	子ども政策課 教育総務課

(2)子育て支援事業の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
36	待機児童解消	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所入所児童数を踏まえ、保育所定員の見直しや保育士の確保に努めます。 	子ども政策課
37	特別保育事業 (延長保育事業・一時保育事業・休日保育事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所保育業務委託計画に合わせ、延長保育等を実施する保育所の拡大を検討していきます。 ●休日保育事業については、加茂こども園の業務委託に合わせて検討します。 	子ども政策課
38	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●3施設のうち1施設は病児を受け入れることとし、病児・病後児の預かりを実施します。 ●今後のニーズや利用状況等を踏まえ、適切な受け入れ体制の確保を図ります。 	子ども政策課
39	幼稚園・認定こども園における預かり保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園、認定こども園においては、通常保育日及び長期休業中(夏季、冬季、学年末)に児童1人につき月12日以内で預かり保育(日額制)を実施します。 ●幼稚園については、長期休業期間中、大東こども園、三刀屋こども園での集合保育の形態で実施します。 	子ども政策課
40	放課後児童クラブの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●仕事などで日中保護者が家庭にいない小学生に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供します。 ●特別な配慮を必要とする児童について、希望に応じて受け入れできるよう努めていきます。受け入れ先では、スタッフを増員して対応します。 ●地域の実情に応じて、開所時間の延長の検討を行います。 ●異年齢児等の交わりを通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるような運営ができるように努めます。 ●事業の内容の向上のため、支援員の有資格者の増員に努めます。 ●放課後児童クラブの育成支援の内容について、ホームページで周知するとともに、募集時期にチラシを配布し、利用者や地域住民への周知に努めます。 ●放課後子ども教室と放課後児童クラブのうち、実施場所が近いものについて、連携または一体的な実施ができないか、庁内の関係課による協議・検討を行うた 	子ども政策課 キャリア教育推進室

		<p>め、連絡会を開催します。</p> <p>●クラブの建物を新設または更新する際には、小学校の余裕教室等の活用も考慮しながら、庁内関係課及び学校と協議・検討を行います。</p>	
41	ファミリー・サポート・センター事業	<p>●ファミリー・サポート・センター事業は、子育ての支援をして欲しい人(依頼会員)と、子育ての援助をしたい人(援助会員)が育児の相互援助を行う事業であり、両者の仲介をアドバイザーが行っています。事業の一層の充実を図り、援助会員の養成に向け、会員研修の開催や会員加入の促進に努めます。</p>	子ども政策課
42	児童手当等の支給	<p>●子育ての経済的負担を軽減し、安心して出産し、子どもを育てられる社会の実現をめざし、国の制度に基づき各種手当を支給します</p>	市民生活課

取り組み方針 2. ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の男女の多様な働き方や、男性の育児や家事への参画と家庭や地域、企業の理解と協力を求めていくとともに、積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進と働きかけ、男女共同参画意識の啓発を推進します。また、関係機関と連携し、就職、再就職を支援するとともに、仕事と家庭生活のバランスをとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めます。

(1) 就労環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
43	再就職支援	●結婚や出産、育児などで退職した後、復帰したい女性に対し、雲南市無料職業紹介所、ハローワーク雲南、レディース仕事センター等の関連機関や団体等による就業相談や情報提供、セミナーの開催など再就職支援に取り組みます。	商工振興課
44	父親の育児参画の促進	●男性の育児や家事への参画を促進するための啓発資料の作成、赤ちゃんが生まれる前から父親への育児啓発、父親参加型の学習会やイベント等の開催に努めます。 ●母親教室、乳幼児の健診などを母子のみを対象とせず、父親を含めて参加を呼び掛けます。	男女共同参画センター 子ども政策課 健康推進課

(2) 男女共同参画意識の啓発

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
45	男女共同参画の促進	●性別役割分担の意識を払拭し、家庭生活において男女がともに協力しあう意識を高めるために、パンフレットや広報を通じて啓発していきます。また講座などの学習機会の提供を行います。	男女共同参画センター
46	職場への意識啓発(事業主)	●仕事と家庭生活のバランスをとれるように、働き方の見直しについて情報提供を行い、意識啓発に努めるとともに、事業主に対し取り組みを推進するよう働きかけるとともに学習機会の提供を行います。母性保護規定の周知と職場における母性健康管理の推進を図ります。	男女共同参画センター

(3)産後の休業及び育児休業後における子育て支援施設等の利用の確保

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
47	産休・育休後の保育所等の円滑な利用	<ul style="list-style-type: none">●産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援施設や子育て支援に関する情報提供や相談支援を行います。●育児休業満了時から、保護者の希望する保育施設等を円滑に利用できるよう、対象者の利用希望の把握に務めると共に、利用希望を踏まえて、保育施設との調整を図ります。	子ども政策課

【基本目標3】子どもの生きる力を育てるまちづくり

取り組み方針1. 子どもが心豊かに成長するための活動の推進

地域で活動する人材や各種団体への活動支援を行い、地域活動の活性化を図り、子どもや親子が気軽に体験活動などに参加できる環境づくりを推進します。また、思春期の心身の健康づくりを推進します。

(1) 多様な体験・ふれあいの機会づくり

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
48	子育て家庭や親子の交流促進	●育児相談、離乳食教室を通じて、子育て家庭の学習や交流の機会を引き続き、設けていきます。	健康推進課
49	ブックスタート事業	●4ヶ月児健診時のブックスタート事業を継続実施し、赤ちゃんと保護者に絵本を提供し、絵本を通じた親子のふれあいや家庭での読書のきっかけづくりを行います。	健康推進課
50	子どもの体験活動や世代間交流	●地域自主組織や事業所等が協力して、放課後子ども教室事業やふるさと教育、『夢』発見ウィーク(職場体験学習)など子どもの体験活動や世代間交流の充実に努めます。また、これらの展開により、市民が本市の良さや教育力の高さを自覚できるようにし、学ぶ意欲を高めて学んだことを地域に還元する「知の循環型社会」の形成をめざしながら、地域の教育力の向上を促します。	キャリア教育推進室
51	子育て支援施設での地域活動事業	●子育て支援施設では、世代間交流(福祉施設への訪問や地域のお年寄りとの伝承遊び、季節行事を通じた交流)や地域の子どもたちとの異年齢児交流等の地域活動を通じ、地域との連携や交流を深めていきます。	子ども政策課
52	保育体験学習(中学生・高校生)	●子育て支援施設で乳幼児らとふれあい、体験学習を通して豊かな心を育むため、関係機関が協力して、学校における保育に関する学習を支援します。交流センターや集会所等を活用して、中学生・高校生が乳幼児や子育て中の親、小学生等とふれあう機会を提供するとともに、地域に向けた啓発活動を積極的に行います。	社会教育課
53	子育て支援セン	●子育てサロンや子育て支援センター事業を通じて、	子ども政策課

	ター等での交流	小中高生が乳幼児や子育て中の親、地域住民とふれあうことのできる交流の場を提供します。	
54	『夢』発見プログラムへの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼児期から青年期における「知・徳・体」のバランスのとれた力を育てていくことを目指して、雲南市独自のキャリア教育推進プログラムとして『夢』発見プログラムを策定し、各発達段階に応じて取り組んでいます。 ● 取り組みの中で、地域の人たちとふれあい、雲南市の良さを実感し、将来の夢や希望を育てる『夢』発見ウィークなどを、学校や地域自主組織、事業所等関係機関・団体と協力して推進します。また、地域の大人も地域の良さを理解し、自分の仕事に誇りをもち、自信を持って子どもたちの育成に関わることで、地域の教育力を高め、子どもたちの社会を生き抜く力を育成します。 	<p>キャリア教育推進室</p> <p>子ども政策課</p>
55	幼児期運動プログラムの活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 『夢』発見プログラム幼児期版の中で、幼児期に育てたい9つの力の一つ「いろいろな運動を楽しむ力」、幼児期にめざす子ども像「健康で自立した子ども」基礎的体力・生活リズムと食」の保育実践への展開を目指して、様々な運動遊びに取り組むことの重要性から「雲南市幼児期運動プログラム」を策定しています。 ● このプログラムを活用して、子ども達が毎日楽しく体を動かして意欲的に遊び、多様な体の動きを経験できるようにします。また、子育て支援施設に併せ家庭でも子ども達の運動発達を促していけるよう実践を進めます。 	子ども政策課
56	身体教育医学研究所うんなんの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ● 「生涯健康でいきいきと暮らす小児期からの健康づくり～地域とともにこころとからだをはぐくむ」を基本理念に、地域住民の身体活動を支援するため、教育・評価・研究活動を実践しています。 ● 元気な子どもたちをたくさん育てることが究極・最良の介護予防ととらえ、運動あそびの促進、スポーツ障害予防に関する指導者向けテキストの作成・普及や、身体活動量・体力調査等の分析を通して、身体を動かすことの好きな子どもの育成・支援を行います。 	<p>研究所うんなん</p> <p>健康づくり政策課</p> <p>子ども政策課</p>

(2) 健全育成の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
57	放課後子ども教室	<ul style="list-style-type: none"> ●放課後・土日・祝日・長期休業等に小学校の余裕教室、交流センター、市内の文化体育施設等を活用し、子どもたちの安全を見守ったり、「学び」をサポートするボランティアの参画を得て、昔遊びやスポーツ・文化活動、野外活動、四季折々の催しなど、様々な体験や「学び」の機会を提供し、子どもの「生きる力」を育てます。また、各地域ごとに推進体制を整備し、「地域の子どもたちを地域みんなで育てる」環境づくりに努めます。 ●放課後子ども教室と放課後児童クラブのうち、実施場所が近いものについて、連携または一体的な実施ができないか、庁内の関係課による協議・検討を行うため、連絡会を開催します。 	地域振興課 キャリア教育推進室 子ども政策課
58	青少年の異文化交流	<ul style="list-style-type: none"> ●小・中学生・高校生を対象に、諸外国の青少年との交流を促進し、共同生活・共通体験を通じて、相互の交流を深め、新しい時代の青少年の国際性の育成を図ります。また、国際交流員を中心として、子どもたちが異文化にふれられるイベント等を開催します。 	キャリア教育推進室
59	青少年を取り巻く有害環境対策の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●警察等関係機関と連携し、子どもたちを取り巻く社会環境を良好な状況に維持できるよう努めます。併せて、学校では人権教育、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育、性教育、情報モラル教育、金銭教育など、生涯を通じて健康で安心・安全な生活を送るために必要な学習を推進し、これらの取り組みを市民へ周知しながら理解を深めていきます。 	健康推進課 学校教育課 社会教育課

(3) 思春期保健対策の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
60	思春期保健	<ul style="list-style-type: none"> ●雲南保健所、雲南圏域健康長寿しまね推進会議等と協力しながら、小・中学校等への、タバコや薬物の害、がん予防及び生活習慣病予防等の正しい知識の普及・啓発を図ります。また、要請のあった小・中学校等へは、食生活改善推進員等と連携を図りながら、生活習慣病やバランスの良い食事づくりの指導も 	健康推進課 保健医療介護連携室 学校教育課

		行います。	
61	思春期の心の相談	<ul style="list-style-type: none"> ●スクールカウンセラーによるカウンセリングやスクールソーシャルワーカーによる保護者支援、教育支援センターによる児童生徒の受け入れ、保護者の相談活動等を継続して実施するとともに、不登校、引きこもり等、思春期の心の相談を充実させます。 ●各センターの特性を活かすとともに、連携を図りながら、不登校対策支援を実施していきます。 ●保健所等の関係機関と連携し、子どもの心の診療ネットワーク等を活用し、小学生から青年期までの心の相談に応じます。 	<p>学校教育課</p> <p>キャリア教育推進室</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p>健康推進課</p>

取り組み方針 2. 家庭教育の支援及び地域と連携した教育の支援

子どもが個性を発揮し、のびのびとゆとりある生活を送れるよう、きめ細かな教育を推進するとともに、家庭における教育力の向上を支援し、関係機関や地域との連携を深め、地域に開かれた学校づくりを支援します。

(1) 子育て家庭への学習機会の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
62	学校・地域が連携した家庭教育支援	●家庭教育の支援は、子どもを取り巻く課題を把握しながら推進していくことが大切です。教職員やPTA・地域自主組織等との連携を図りながら地域ぐるみでの取り組みを推進します。	学校教育課
63	地域自主組織、PTA等の関係機関の連携強化	●全ての市民が、自らのふるさとでの未来を託す子どもたちの育成に主体的に取り組むという自覚を持てるよう、子どもを取り巻く地域自主組織、PTA、ボランティア等関係機関の連携を強化します。	社会教育課 キャリア教育推進室

(2) 地域と連携した教育の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
64	学校と地域との連携	●学校は、地域の人材を積極的に取り入れるとともに、地域に向けた情報発信にさらに努めます。また、教育支援コーディネーターと連携し、地域や家庭との協働による保幼こ小中高一貫教育を推進します。 ●コミュニティスクール(学校運営協議会)を推進し、開かれた学校運営に努めます。	キャリア教育推進室 社会教育課
65	ふるさと教育の推進	●学校及び地域での学習で地域の人々と直接関わることにより、ふるさとの自然や生活・歴史は、人々の協力によって支えられていること、自然環境と結びついて営まれていることを実感し、ふるさとを大切にすることを育てます。また、地域の人たちにも、ふるさとの良さを語り伝えることの大切さを理解してもらえよう努めます。	学校教育課 キャリア教育推進室

取り組み方針 3. 教育環境の充実

関係機関との連携による、きめ細かな学習指導体制による教育を推進し、個性を伸ばす教育活動を推進します。また、安心・安全な教育環境の整備に努めます。

(1)教育環境の整備

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
66	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携・協力	●幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校間などで、積極的に情報交換や学習会を開催し、それぞれの特性を相互理解することで、子どもたちへのきめ細やかな教育の推進を図ります。	キャリア教育推進室 子ども家庭支援課
67	早期からの個に応じた支援の充実	●幼児期通級指導教室『にっこりい』では、集団生活において何らかの困難さのある就学前の幼児を対象に、それぞれの力を発揮し生き生きと生活できるように支援することを目指し、遊びを通じた個別の指導を行っていきます。 ●読み書きに困難さのある児童生徒への早期の支援として、小学校では1年生全員を対象として音読検査を行い、家庭と連携してデコーディング指導を行っていきます。また、子ども家庭支援センター学習塾「まなびい」において、読み書きの苦手な児童や学習障がい（LD）のある児童生徒への個別指導を行っていきます。	子ども家庭支援課
68	幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校等の施設整備	●施設や遊具の安全管理に努め、子どもたちが安全で安心して充実した学び・生活ができるよう、計画的な整備を進めます。	教育総務課 子ども政策課
69	図書館の活用	●市内公立図書館(室)では、子どもの読書活動の推進に努めるため、児童書の充実を図り、子どもが様々な本に触れ、親しむことができる環境づくりに努めます。 ●学校図書館の充実を図り、教員や学校司書、図書館ボランティアなどによる読み聞かせやブックトークなどによって、子どもたちと本を結ぶ取り組みを推進します。	学校教育課 社会教育課

【基本目標4】親子の健やかで安心な暮らしづくり

取り組み方針1. 妊娠・出産期の支援

安心して安全に妊娠・出産ができるよう、引き続き、妊娠や出産期の保健対策を充実します。

(1)切れ目ない妊娠・出産期の保健対策と不妊への支援

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
70	女性の健康づくり	●子宮頸がん発症の低年齢化に対応し、妊婦健診の充実や早期発見・早期治療のため、『成人検診のしおり』や市報により啓発・情報提供を行います。また、20歳の方への子宮頸がん検診無料クーポン券を発行するとともに、妊婦健診で行う子宮頸がん検診にあわせて実施された、HPV(ヒトパピローマウイルス)検査の費用助成を行います。	健康推進課 保健医療介護連携室
71	周産期における母子健康管理	●雲南圏域周産期ネットワーク会議に参画し、保健所や医療機関、助産師等と連携し、母と子の健康づくりを支援します。ハイリスク妊婦や養育不安のある親子等の支援を行います。 ●「多機関連携による妊娠期からの切れ目のない育児相談・支援の手引き」(島根県)に沿った、妊娠期からの支援を行い、子育て不安の軽減に努めます。	健康推進課
72	不妊治療の支援	●一般不妊治療、特定不妊治療にかかる費用の一部を助成し、不妊治療を行う夫婦を支援します。	健康推進課
73	妊娠、出産、子育てに関する情報提供	●健康推進課や各総合センターにおいて、妊娠や出産、子育て、不妊に関する相談窓口や学習・交流事業、施設及び制度の紹介など、きめ細かく情報を提供します。また、ホームページや市報、子育てハンドブック等を活用し、情報提供を積極的に行います。	健康推進課
74	生後4か月前の乳児全数訪問やハイリスク乳児への個別相談等	●母子健康手帳発行時等に面接し、妊婦への個別相談指導を行うとともに、乳児訪問時には母親に対する産後うつチェックを行い、産後不安定になりがちな心理を抱く母親に寄り添い、必要な場合は継続して支援します。養育に不安がある親子へは養育支援訪問を実施し、相談支援を行います。育児相談、離乳食教室等での個別相談やグループ指導を行います。	健康推進課
75	妊婦サロン	●妊婦の不安の軽減と妊婦同士や母との交流を目的	健康推進課

		に、大東育児相談と同時開催しています。	
76	利用者支援事業	●子育てを円滑にできるよう必要な支援を行うことを目的に、母子保健コーディネーターを配置し支援します。	健康推進課
77	産前産後サポート事業	●母子保健推進員による妊婦・赤ちゃん訪問を行います。 ●家事援助や育児支援をアウトソーシングで行う事業についても検討します。	健康推進課
78	産後ケア事業	●生後4か月までの乳児の母の心身のケアや育児サポートを行う事業で、雲南市立病院に委託して実施しています。制度の周知を図ります。	健康推進課

取り組み方針 2. 親子の健康づくりと食育の推進

乳幼児健診や予防接種などをはじめ、疾病の予防に努めるとともに、家庭での食育を中心として、地域や学校・行政がそれぞれの役割を明確にしながらか協働して、様々な健康支援活動に取り組みます。

(1) 乳幼児期の心と体の健やかな発達支援の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
79	こんにちは赤ちゃん事業	●生後4か月までのすべての赤ちゃんのいる家庭を訪問し、発達発育の様子や養育環境を確認するとともに、子育ての不安を軽減し、赤ちゃんを安心して育てることができるよう、健診や予防接種に関する情報提供を行うとともに適切な育児ができるよう助言指導を行います。	健康推進課
80	妊婦・乳児健康診査	●妊娠期の健康管理を目的に14回を上限に妊婦健診を無料で受けることができるよう支援します。生後1か月の1回と生後6～8か月を目途に2回の乳児検診を医療機関において無料で受けることができるよう支援します。	健康推進課
81	養育支援訪問事業	●養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士などがその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、適切な養育の実施を確保します。 ●「養育支援が特に必要」とする家庭とは、例えば「若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、育児ストレスや産後うつ状態等になっている養育者、虐待のおそれやそのリスクがある家庭など」があげられます。	健康推進課
82	産婦健診	●産後の心と体の健康を守るために、産後2週間及び1か月の母を対象に健診を行うことができるよう新たに取り組みます。	健康推進課
83	新生児聴覚検査	●新生児期の聴覚障がい早期発見を目的として実施される検査です。受診率の向上を目指し、すべての新生児が検査を受けられるように、新たに取り組みます。	健康推進課
84	乳幼児健康診査	●こころも身体も健やかに育つために、発達発育の確認、望ましい生活習慣の確立、疾病の早期発見と発達の課題がある子どもの早期発見を目的に乳幼児健康診査を集団健診で実施します。（「島根県乳幼児	健康推進課 子ども家庭支援課

		健康診査マニュアル」に基づき実施。) <ul style="list-style-type: none"> ●4か月、10か月の乳児健康診査ならびに1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査を毎月1回実施します。 ●5歳児健診に代わる「すくすくアンケート」を、悉皆で実施し、その後保護者の相談に応じる「にこにこ相談会」を開催します。 	
85	育児学習や交流の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ●離乳食教室や育児相談等の育児学習や交流の場の提供を通じて、健やかな子どもの発育を促します。また、親子遊びを学習し親と子が心地よさを共有すること母子の愛着形成を促すことを目的に、おおむね2歳児を対象とした『あそびのきょうしつ』を行います。 	健康推進課 長寿障がい福祉課
86	栄養指導、歯科指導等	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健診や各種教室の際に、栄養指導、歯科指導等基本的な生活習慣の啓発をしながら、小さいころから生活習慣病を予防します。また、フッ化物洗口(フッ化物を使用したむし歯予防)を幼稚園保育所に拡大するとともに、幼児に対するフッ化物歯面塗布の実施を検討します。 	健康推進課
87	各種予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●定期予防接種を継続実施するとともに、予防接種の重要性を周知し、接種率の維持・向上に努めます。また、任意の風しん予防接種の費用の一部助成について、先天性風しん症候群の発生を予防する緊急対策として実施します。 	健康推進課
88	発達クリニック事業	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障がいを早期発見し、児とその家族に適切な支援を行うことができるよう、専門医師等による診察や相談・助言、療育機関の紹介等を行います。児の発達を促し、健やかに成長できるように支援します。 	健康推進課
89	母子保健推進員活動の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●親への声かけや母子保健事業の支援などを行う「親子に寄り添って子育てを応援する誰もが知っている雲南市のお母さん」を目指して、母子保健推進員の育成・活動支援を図ります。 	健康推進課

(2)食育の推進

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
90	栄養相談・指導の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳発行時に、妊婦への個別相談指導を行います。また、乳幼児健康診査や離乳食教室を継続実施し、保健師や栄養士による栄養相談・指導を行います。 	健康推進課

91	健康づくり推進協議会	●保健・医療・福祉・教育に関する団体等関係機関や、地域での健康づくりを推進する地域自主組織等で構成する「健康づくり推進協議会」を中心に、小児期からの生活習慣病予防対策を検討するとともに、母子保健の水準を向上させる為に必要な課題について検討します。	健康づくり政策課
92	食育の推進	●雲南市食育推進計画に基づき、食を通じて人やまちを育む食育推進を図ります。教育機関等での農業体験、小中学校での「弁当の日」や「早寝早起き朝ごはん運動」、地域での調理活動等の体験などによる食を通じた人づくりに努めます。また、地産地消や雲南市産の食材を使った商品の開発、伝統的な食文化の継承をすすめ、食を通じたまちづくりに努めます。「うんなん食育ネット」により、食育関係団体(食改、食生活推進協議会等)と連携しながら食育活動を推進します。	健康づくり政策課

(3)子ども医療の充実

事業番号	取り組み事業	事業内容	担当課
93	小児救急電話相談事業等	●休日・夜間の急な子どもの病気の対処法について電話で相談できる、島根県小児救急電話相談(#8000)事業のさらなる周知を図るとともに、救急指定医療機関等についての情報提供の充実を図ります。	健康づくり政策課 市民生活課
94	子ども医療費の助成	●子どもを持つ家庭が、安心して十分な治療が受けられ、疾病の早期治療により子どもたちの健康を守るため、子ども医療費助成制度に基づき、中学生までを対象に医療費の助成を行います。	市民生活課
95	相談体制の充実	●市内医療機関と随時連携をとりながら、医療に関する正しい知識が普及するよう努めるとともに、小児医療に関する相談に適切に対応できるよう相談体制の充実を図ります。	健康推進課
96	関係機関の連携強化	●市外の医療機関を含めた県東部エリアにおける関係機関(医療機関(複数科)、保健所、訪問看護ステーション等)との連携を強化します。また、切れ目のない子育て支援につなげられるよう、小児科・産婦人科医とも連携を密に行います。また、かかりつけ医・かかりつけ歯科医の必要性などを啓発することでかかりつけ医・かかりつけ歯科医の推進を図ります。	健康推進課

第6章 子ども・子育て支援事業

【1】子育て支援施設・事業の整備方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、雲南市内の子育て支援施設及び地域子ども・子育て支援事業について、教育・保育提供区域を設定した上で、令和2年度から令和6年度の5年間にわたる見込み量と提供体制、実施時期を定めることとなっています。

なお、子育て支援施設、地域子ども・子育て支援事業、保育の必要性の認定区分の説明については、第2章【2】子ども・子育て支援制度の概要のとおりです。

【2】教育・保育提供区域の考え方

1. 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、地理的な条件や人口、交通事情やその他の社会的条件、教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して、需要の見込量やその確保方策を「教育・保育提供区域」ごとに設定することが求められています。

区域については、小学校区単位、中学校区単位、合併前の旧市町村単位、市町村単位(市町村全域を1つの区域として設定する)などの種類があります。

2. 本市における区域設定の考え方

区域設定にあたって、本市における施設配置及び利用の現状等を分析した結果、第1期計画では次のように整理し、設定しました。

- ・実際に既存の幼稚園・保育所等に通園している児童は、比較的広範囲から通園している状況がみられること。
- ・地域によっては、対象児童の人口が少なく、施設利用の見込量が非常に少ない地域がみられたこと。
- ・地域間の実態差(ある地域ではニーズ量そのものが少ない、ある地域ではニーズ量が多いが既存施設でカバー可能など)については、区域をできるだけ広範囲にとらえて需給調整を図る必要があること。
- ・各事業の性格からみて、それぞれの利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があること(例えば、ある地域だけが、ある事業のみ極端にニーズが高い場合など、人口の多い大都市部であればその地域だけにその事業を特化させることが可能かもしれないが、人口が少ない地方都市の場合は、それが難しいため広域的に調整する必要があること)。

以上のことから、総合的に判断して、本市では市域全体を1つのサービス提供区域として設定し、事業量の調整を図ることとします。

但し、地域・子ども子育て支援事業に位置付けられる、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)については、小学校区ごとの利用となっていることから、小学校区単位で需給調整を図ることとします。

第2期計画ではこの考えのもと、引き続き同じ区域の設定とします。

【3】子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について

子ども・子育て支援法では、事業計画の策定にあたって、各年度に必要な支援事業の「量の見込み(以下「見込量」と表記)」を算出し、それに対応できる提供体制の確保が求められています。見込量の算出にあたっては、各事業のこれまでの実績やニーズ調査結果の回答内容等を踏まえて算出しています。

1. 教育・保育事業の実績値及び見込量(総括表)

	認定区分	実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
認定こども園及び幼稚園(3歳以上)①	1、2号	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
1号認定	1号	286	215	190	125	123	73	71	64	56	55
2号認定	2号	—	—	—	—	—	10	10	9	8	8
認定こども園及び保育所(3歳以上保育希望)②	2号	573	627	660	659	671	663	644	582	516	500
認定こども園及び保育所(0～2歳児)③	3号	536	562	548	573	541	503	466	476	482	478
認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型(0歳児)	3号	135	152	152	161	138	158	154	153	154	153
認定こども園及び保育所+地域型保育+企業主導型(1～2歳児)	3号	401	410	396	412	403	345	312	323	328	325
保育所、保育所籍利用者合計④=②+③		1,109	1,189	1,208	1,232	1,212	1,166	1,110	1,058	998	978
幼稚園等を含めた施設利用者合計⑤=①+④		1,395	1,404	1,398	1,357	1,335	1,249	1,191	1,131	1,062	1,041
0～5歳人口⑥		1,634	1,600	1,532	1,471	1,436	1,338	1,268	1,202	1,126	1,099
在宅子育て人数⑦=⑥-⑤		239	196	134	114	101	89	77	71	64	58

【4】提供体制の確保の内容等

1. 子育て支援施設の見込量と提供体制

各事業の、これまでの実績やニーズ調査結果の回答内容を踏まえて算出した、各年度に必要な支援事業の見込量に対応できる供給体制の確保については、次の通り設定しました。

(1) 幼稚園・認定こども園のニーズ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に実績を勘案して算出しました。2号認定で幼稚園利用希望が強い人については、今回のニーズ調査項目に「幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますか」の設問を設けており、これらの回答を反映しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 83 人に対し、確保量 320 人と、必要量を十分に確保できる見込みです。令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び幼稚園	286	215	190	125	123	83	81	73	64	63
	1号認定	286	215	190	125	123	73	71	64	56	55
	2号認定	—	—	—	—	—	10	10	9	8	8
確保方策②(確保量)	認定こども園及び幼稚園	750	385	360	305	320	320	305	305	301	301
過不足 ②－①		464	170	170	180	197	237	224	232	237	238

※実績については、いずれも5月1日現在の数値(庁内資料)

※見込については、いずれも3月31日の数値

(2) 保育所・認定こども園のニーズ(3歳以上)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「幼稚園」の利用希望が強い人以外の割合により算出しています

【確保方策】

令和2年度の見込量 663 人に対し、確保量 685 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数の減少に伴い、緩やかに下降することが見込まれるため、ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び保育所	573	627	660	659	671	663	644	582	516	500
確保方策②(確保量)	認定こども園及び保育所	585	625	660	670	685	685	700	700	694	694
過不足 ②-①		12	-2	0	11	14	22	56	118	178	194

※実績については、いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

(3) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(0歳児)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「保育所」「認定こども園」の利用を希望している人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 158 人に対し、確保量 165 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数が減少するものの、利用希望の高まりが見られ、横ばいと想定されます。ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び保育所＋地域型保育＋企業主導型(0歳児)	135	152	152	161	138	158	154	153	154	153
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	152	157	157	167	162	162	170	170	166	166
	地域型保育事業 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	3	3	3	3	3	3
	合計	152	157	157	167	165	165	173	173	169	169
過不足 ②－①		17	5	5	6	27	7	19	20	15	16

※1: 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※いずれも3月31日現在の数値(庁内資料)

(4) 保育所・認定こども園・地域型保育のニーズ(1～2歳児)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。「保育所」「認定こども園」の利用を希望している人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和2年度の見込量 345 人に対し、確保量 404 人と、必要量を確保できる見込みです。令和3年度以降は、児童数が減少するものの、利用希望の高まりが見られ、横ばいと想定されます。ニーズが増加しても必要量は確保できる見通しです。

令和3年4月から木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、定員を改めます。また、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を進めており、委託時期に併せて定員を見直す予定としています。(木次こども園は幼保連携型認定こども園、吉田保育所、田井保育所は保育所型認定こども園です。)

なお、保育ニーズの高まりにより定員を見直している施設については、従来の定員に戻すために随時定員の見直しを検討します。

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	認定こども園及び保育所＋地域型保育＋企業主導型(1～2歳児)	401	410	396	412	403	345	312	323	328	325
確保方策② (確保量)	認定こども園及び保育所	395	401	386	409	398	398	410	410	404	404
	地域型保育事業 ※1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	企業主導型保育事業	—	—	—	—	6	6	6	6	6	6
	合計	395	401	386	409	404	404	416	416	410	410
過不足 ②－①		-6	-9	-10	-3	1	59	104	93	82	85

※1: 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※実績については3月31日現在の数値(庁内資料)

2. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と供給体制

(1) 時間外保育事業(延長保育)

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。共働き家庭(意向を含む)の就学前児童で、「保育所」「認定こども園」の利用を希望し、かつ18時以降も利用したい人の割合により算出しています。

【確保方策】

令和元年度現在、10か所に対応しています。ニーズの高まりから、対応する施設数を増やします。

木次こども園が新しい施設となるのに合わせ、令和3年度から延長保育を実施する予定としています。また、令和4年度を目途に斐伊保育所を業務委託する予定としており、委託時期に合わせて延長保育の実施をする予定としています。同様に、吉田保育所、田井保育所については、令和5年度を目途に業務委託を開始し延長保育を実施する予定としています。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量 ①	175	193	199	231	250	255	242	229	215	209
確保方策 ② (確保量)	175	193	199	231	250	255	242	229	215	209
実施個所数	7	7	9	10	10	10	11	12	14	14
③過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※あおぞら保育園分園は1か所で計上

(2)放課後児童クラブ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。共働き家庭(意向を含む)の5歳児を対象に、放課後の子どもの居場所として「放課後児童クラブ」を希望している人の割合により算出しました。高学年については、算出結果に加え、これまでの本市の実績を加味しました。

【確保方策】

本市では、市内の小学校に通学する児童を対象に、既に15小学校区中全ての小学校区での児童クラブの利用を可能にしています。

ただし、児童数(ニーズ)が少なく、10人以下と見込まれる場合においては、移送により最寄りの児童クラブでの利用としています。佐世小学校区については、学校の規模が50人以上であるため、今後、新たな施設の建設を検討していきます。

新たな施設の建設や更新にあたっては、小学校の余裕教室等の活用を目指し、庁内関係課及び学校と協議・検討を行います。

〔放課後児童クラブ〕

単位(人)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
市全域【低学年】	実績/見込量A	326	365	409	433	430	445	414	409	406	393
市全域【高学年】	実績/見込量B	67	77	100	130	155	159	163	168	162	152
市全域【全学年】	実績/見込量①(A+B)	393	442	509	563	585	604	577	577	568	545
市全域【全学年】	確保方策②(確保量)	393	442	509	563	585	604	577	577	568	545
	③過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設数(箇所)	9	10	10	11	11	11	11	11	11	11
	(参考)受入可能人数						717	717	717	717	717

〔放課後こども教室〕

単位(箇所)		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
開設数【校区別】	実績/目標値	17	18	18	18	18	18	18	18	18	18
開設数【市内全域(体育文化施設等)】	実績/目標値	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営	実績/目標値	3	3	3	3	3	3	3	3	4	4

(3)子育て短期支援事業

①ショートステイ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。すべての家庭類型の0～5歳を対象に、泊りがけで保護者以外の方が子どもをみなければならなかった場合に、「ショートステイを利用した」、または「仕方なく子どもだけで留守番させた」を回答した人の割合に利用意向日数を乗じて算出しました。その結果、ごくわずかな数字であったため算出されませんでした。

【確保方策】

本市では、現在実施していませんが、多様なニーズに対応するため、令和6年度を目途に業務委託を検討します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施個所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
③過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②トワイライトステイ

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式に基づき算出しました。すべての家庭類型の0～5歳を対象に、不定期に利用意向のある人のうち「ベビーシッター」「その他」を選んだ人の利用日数を基に算出しました。その結果、全く該当がありませんでした。

【確保方策】

本市では、現在実施していませんが、多様なニーズに対応するため、令和6年度を目途に業務委託を検討します。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保方策(確保量)②	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実施個所数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
③過不足 ②－①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(4)子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

【見込量の考え方】

見込量は、国の統一方式では、すべての家庭類型の0～2歳を対象に、子育て支援センターを利用している人、今後利用したいと考えている人の割合に、月当たり平均利用（利用希望）回数に乗じて算出します。本市では、この結果にこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

本市では、現在大東、加茂、木次、三刀屋、掛合の5か所で実施しています。施設の統合も視野に入れつつ、今後さらに保護者ニーズに沿うよう、利便性の向上を目指して事業に取り組みます。また、事業の周知を図り、利用の促進に取り組みます。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量	22,567	21,864	19,845	20,404	23,676	21,535	19,786	19,387	18,944	18,217
確保方策(実施箇所数)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(5)一時預かり事業

①一時預かり事業(幼稚園型)

【見込量の考え方】

1号認定に係る見込量は、3～5歳を対象とし、平日「幼稚園」「認定こども園」の利用を希望した人のうち、幼稚園の一時預かりを希望する割合を基に算出しました。

2号認定に係る見込量は、3～5歳を対象とし、平日「幼稚園」「認定こども園」の利用を強く希望した人のうち、就労日数を基に利用意向日数を算出したものをもとに、当市のこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

本市では、幼稚園、認定こども園(幼保連携型、幼稚園型、保育所型)のいずれでも預かり保育を実施しています。ニーズが増えた場合でも対応が可能と考えます。

単位(人日)、箇所		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
幼稚園在園児対象	実績／見込量 ①	1,581	675	767	2,205	1,515	1,452	1,417	1,277	1,120	1,102
	1号認定の見込量	1,581	675	767	2,205	1,515	1,277	1,242	1,120	980	962
	2号認定の見込量	—	—	—	—	—	175	175	157	140	140
	確保方策(確保量)②	1,581	1,200	1,495	2,205	1,515	1,452	1,417	1,277	1,120	1,102
	確保方策(実施箇所数)	2	5	6	12	14	14	14	14	14	14
③過不足 ②－①		0	525	728	0	0	0	0	0	0	0

②一時預かり事業(幼稚園型以外)

【見込量の考え方】

全ての家庭類型の0～5歳を対象とし、不定期に利用を希望する人に利用希望日数を乗じて算出したものに、本市のこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

本市では、現在10園で実施しています。木次こども園の施設が新しくなる令和3年度に一時保育の実施をする予定にしています。また、保育業務委託の委託時期に合わせ、令和5年度から吉田保育所と田井保育所で実施する予定としています。

単位(人日)、箇所		実績					計画				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
保育所等による一時預かり事業	実績／見込量 ①	1,087	1,023	708	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	確保方策(確保量)②	1,087	1,023	875	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	保育所等による対応	1,087	1,023	875	1,018	818	1,145	1,085	1,029	964	941
	確保方策(実施箇所数)	7	7	7	9	10	10	11	11	13	13
③過不足 ②－①		0	0	167	0	0	0	0	0	0	0

(6) 病児・病後児保育事業

【見込量の考え方】

ひとり親家庭と共働き家庭の0～5歳を対象として、子どもが病気等のときに「母親または父親が仕事を休んだ」に回答した人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という意向のあった人を基に算出しています。

【確保方策】

本市では、現在病児対応型1か所、病後児対応型1か所、体調不良児対応型1か所で実施しています。

今後、加茂こども園の業務委託の委託時期に合わせ、令和3年度年から体調不良児対応型の施設を1か所増やすこととしています。

単位(人)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績／見込量 ①	229	416	292	402	542	418	396	376	352	344
確保方策(確保量) ②	320	480	480	549	542	418	396	376	352	344
病児・病後児保育事業	320	480	480	549	542	415	393	373	349	341
病児・病後児保育事業(延べ人数)	320	480	480	549	542	407	378	359	336	328
病児・病後児保育事業(実施か所数)	2	3	3	3	3	2	2	2	2	2
病児・病後児保育事業(定員)						6	6	6	6	6
体調不良児対応型(延べ人数)						8	15	14	13	13
体調不良児対応型(実施個所数)						1	2	2	2	2
体調不良児対応型(定員)						2	4	4	4	4
非施設型(訪問型)(延べ人数)						—	—	—	—	—
非施設型(訪問型)(実施個所数)						—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業(ファミサポ病児緊急対応)(人日)						3	3	3	3	3
③過不足 ②－①	91	64	188	147	0	0	0	0	0	0

(7)ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

【見込量の考え方】

ひとり親家庭と共働き家庭の5歳を対象として、就学後、放課後「ファミリー・サポート・センター」を利用したいと回答した人の数に利用意向日数を乗じたものを算出の基礎に用いて、就学後児童について算出しています。

就学前児童についても、雲南市独自にニーズ量を試算することとし、本市のこれまでの利用状況を勘案し補正しました。

【確保方策】

会員の確保と利用促進を図りながら継続して実施します。

①就学前児童

単位(人日)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量 ①	47	162	292	431	333	448	425	403	378	368
確保方策(確保量) ②	47	162	292	431	333	448	425	403	378	368
③過不足 ②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員(人)						103	105	107	109	110

②就学後児童

単位(人日)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量①	184	332	530	303	203	315	299	283	265	259
確保方策(確保量)②	184	332	530	303	203	315	299	283	265	259
過不足②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
援助会員+両方会員(人)						103	105	107	109	110

(8)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちはあかちゃん事業)

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績／見込量	243	246	213	176	220	184	177	174	173	170	
確保方策 (提供量)	実施体制(人)	12	11	11	11	11	11	11	11	11	
	実施機関	雲南市					雲南市				
	委託団体等	委託 なし					委託 なし				

(9) 妊婦検診

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績／見込量	3,542	3,570	3,332	2,745	2,840	2,436	2,422	2,380	2,366	2,324	
健診回数(回／年)	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
確保方策 (提供量)	実施場所	委託医療機関					委託医療機関				
	実施体制						島根県医師会他18か所				
	検査項目	体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検査・性感染症検査・超音波検査					体重・腹囲・子宮底長・血圧・尿検査・血液検査・子宮頸がん検査・性感染症検査・超音波検査				
	実施時期	妊娠23週までに(4週間に1回) 妊娠24週～35週(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)					妊娠23週までに(4週間に1回) 妊娠24週～35週(2週間に1回) 妊娠36週～出産まで(週に1回)				

(10-1) 養育支援訪問事業

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(人)	実績					計画					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込	
実績/見込量	3	3	1	0	2	2	2	2	2	2	
確保方策	実施体制(人)					2	2	2	2	2	
	実施機関	雲南市					雲南市				
	委託団体等	なし					なし				

(10-2)子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(構成員)の専門性強化及び構成員の連携強化を図り、地域ネットワークと訪問事業が連携を図ることで児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応するための事業です。

このうち、雲南市では、関係機関の専門性向上を図る取り組みとして、学識経験者等の専門家による研修や、個別ケースについての具体的な支援方法・進行管理等についての助言・指導を受ける取り組みを実施しています。引き続き実施していきます。

(11)利用者支援事業

【見込量の考え方】

本市のこれまでの実績値等を踏まえて算出しました。

【確保方策】

事業内容の充実を図りながら、現行体制で継続実施します。

単位(箇所)	実績					計画				
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実績	実績	実績	実績	見込	見込	見込	見込	見込	見込
実績/見込量(実施か所数)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績/確保方策(実施か所数)	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2
参考 相談件数(すワン)	355	522	637	642	645	645	645	645	645	645
参考 相談件数(だっこ♪)	308	279	279	232	230	230	230	230	230	230

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本市では、令和元年度現在で対象児童がいませんが、今後新たに発生した場合には随時対応していきます。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

多様な事業者の新規参入を支援する又は私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢の構築を支援する事業です。子育て支援施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者に対して、事業経験のある者(例:保育士OB等)を活用した巡回支援を行う事業または、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

本市では、ニーズに応じて引き続き検討していきます。

第7章 計画の推進にあたって

(1) 関係機関等との連携

本市では、第1期「雲南市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、質の高い教育・保育サービスの提供を目指し、各種取り組みを進めてきました。行政においては、子ども政策局を新設し、従来は教育委員会と健康福祉部と異なる部署で管轄していた子ども・子育て支援に関する事業を、総合的に対応する機能を整備しました。

また、相談窓口として、母子保健分野では、子育て世代包括支援センター「だっこ♪」を開設し、全妊産婦に対するワンストップ窓口として母子保健施策と子育て施策において、切れ目ない支援を行うことが可能になりました。

さらに、総合的なワンストップ窓口として、子育て家庭支援センター「すワン」を開設し、子育て全般についての相談や、支援実施のための関係機関や専門機関との連携を図っています。

今後、これらの機関同士の連携を図り、適切な情報の把握と管理、交換を行い、全市的な子育て支援を充実していきます。また、これらの機関が中心となって、教育・保育支援の現場同士の連携を深める取り組みを推進し、子どもの成長の切れ目ない支援と環境づくりを進めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本計画の推進にあたっては、計画(PPLAN)→実行(DO)→点検・評価(CHECK)→改善(ACTION)に基づく進行管理を、より一層強化し、常に改善を図ります。

このプロセスにおいて、部署間の連携や調整を強化し、相互チェック機能や専門部署の見地からみた助言、協働体制の構築を目指します。

また、本市の上位計画や関連計画における事業点検ともあわせて、効率的かつ効果の高い計画推進に努めます。

(3) 市民の参画や地域との連携

この計画を実効性のあるものとするためには、市単独の力のみならず、市民と行政の協働により、施策を推進していく必要があります。

地域における子育て支援は、幼稚園・保育所や認定こども園、学校といった子育て支援の関係者だけが担うものではなく、市民一人ひとりが子育て支援の担い手であるという考えのもとに、自主的・積極的な活動をしていくことが理想と言えます。市民の子育てへの参画と身近な応援で、子育て支援の輪が広がるまちづくりを推進します。

その他

1. 雲南市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第49号

改正 平成27年3月23日条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表して会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会長は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども政策局子ども政策課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (平成27年3月23日条例第1号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2. 雲南市子ども・子育て会議委員名簿

◎会長 ○副会長

氏名	役職	区分	任期
中林 明德	加茂こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
佐々木 英尚	大東こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
永瀬 吉博	大東こども園 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
高橋 健	吉田小学校 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
大家 崇	吉田小学校 PTA 会長	子どもの保護者 (1号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
中村 七朗	雲南市主任児童委員	関係団体代表者 (2号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
錦織 忍	海潮地区振興会会長	関係団体代表者 (2号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
廣田 明美	西こども園園長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
泉 陽子	田井保育所所長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
内田 佳栄	たちばら保育園施設長	事業従事者 (3号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
◎ 肥後 功一	島根大学副学長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
○ 森山 幸朗	雲南保育協議会会長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
野津 道代	のぞみ保育設計研究所所長	識見を有する者 (4号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
山根 光江	出雲児童相談所 判定保護 課課長	行政機関 (5号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
永瀬 和枝	雲南保健所 健康増進課課 長	行政機関 (5号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月
星野 幸雄	三刀屋小学校校長	市長が認める者 (6号委員)	平成31年2月～ 平成31年3月
野津 勇	西小学校校長	市長が認める者 (6号委員)	平成31年4月～ 令和2年3月
小林 彩	UNNAN 子育て応援会議 メ ンバー	市長が認める者 (6号委員)	平成31年2月～ 令和2年3月

3. 雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム要綱

(設置)

第1条 この訓令は、第2期雲南市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、その案を作成するため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程(平成17年雲南市訓令第1号)の規定に基づき、雲南市子ども・子育て会議ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この訓令において雲南市子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条第1項の規定に基づく計画をいう。

(所掌事務)

第3条 ワーキングチームは、雲南市子ども・子育て支援事業計画の案の作成に関し次に掲げる事務を行う。

- (1) 雲南市子ども・子育て会議の進行管理
- (2) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定業務
- (3) 雲南市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっての関係課との連携及び調整

(組織)

第4条 ワーキングチームは、12人以内で構成し、別表に掲げる課に所属する職員のうちから所属長が推薦する者で組織する。

- 2 ワーキングチームにチームリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 チームリーダーは、ワーキングチームの事務を掌理する。
- 4 サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 ワーキングチーム会議は、チームリーダーが招集し、チームリーダーが議長となる。

- 2 チームリーダーは、必要があると認めるときは、ワーキングチーム以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 ワーキングチームの庶務は、子ども政策局子ども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チームリーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(訓令の失効)

- 2 この訓令は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、子ども政策局長が招集する。

別表(第4条関係)

政策企画部 うんなん暮らし推進課
市民環境部 市民生活課
健康福祉部 健康推進課
子ども政策局 子ども政策課
子ども政策局 子ども家庭支援課
教育委員会 学校教育課
大東総合センター 市民福祉課
加茂総合センター 市民福祉課
木次総合センター 市民福祉課
三刀屋総合センター 市民福祉課
吉田総合センター 市民福祉課
掛合総合センター 市民福祉課

4. 雲南市 夢発見プログラム（抜粋）

「夢」
発見プログラム
雲南市キャリア教育推進プログラム
改訂新版

キャリア教育とは、子どもたち一人一人の
望ましい勤労観・職業観を育てる
とともに、人としての生き方
について考え、生涯に
わたって必要な「生きる
力」を育てる教育です。

雲南市
UNNAN
教育委員会
子ども政策局

シート① 『夢』発見プログラムで育成する力 雲南市キャリア教育目標 ふるさと雲南への誇りと未来への夢

観点	幼稚園・保育所(園)・認定こども園 ～生きる力の根っこ～	基礎的・汎用的能力	
		要素	小学校 ～ふるさとへの誇りと未来への夢～
			低学年 ～ふるさとへの誇りと未来への夢～
			中学年 ～ふるさとへの誇りと未来への夢～
① むき 集団の 一員として 生活を営む	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 生活のリズムを整える。 ☆ 身の回りのことを自分でしようとする。 ☆ 場面に応じて自分からあいさつをしたり、応えたりする。 ☆ 気持ちの良い言葉を使う。 ☆ 人の役に立つことを嬉しく感じる。 	人間関係形成・社会形成能力 a. 他者への働きかけ b. 他者理解 c. コミュニケーション・スキル d. チームワーク e. リーダーシップ	a. 自分からあいさつや返事をする。 b. 友達のよさに気づく。 c. 「ありがとう」や「ごめんなさい」を言う。 d. 友達と仲良く遊んだり助け合ったりする。
② くし 命に感謝 し、食を 楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ☆ みんなで楽しく食べる。 ☆ みんなで感謝して食べる。 ☆ 食への意識を高める。 		a. 相手に伝わるようにあいさつや返事をする。 b. 他者のよいところを認め、励まし合う。 c. 相手の気持ちや考えを理解する。 d. 相手の生活を支えているのに感謝する。 e. 自分の考えや気持ちをわかりやすく伝える。
③ むい ろいろ な運動を 楽しむ	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 進んで身体を動かすことを楽しんだり、喜んだりする。 ☆ 遊びの中でいろいろな動きを経験をする。 ☆ さまざまな場所で身体のいろいろな部位を動かす。 ☆ 自分の力を試したり、粘り強く続けたりする。 		f. 自分の好きなものや大切なものをみつける。 g. 困っていることなどがあつたら、相手にわかるように伝える。 h. 学校で過ごすためのルールを守ろうとする。
④ 「人」 と「自然」 の関わり を大切に する	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 身の回りのいろいろなことに興味をもつ。 ☆ 人や自然への感性(感覚)を豊かにする。 ☆ 自ら遊びや活動を生み出していく意欲をもつ。 ☆ 身近な人や自然などを大切にしようとする。 ☆ ふるさとに愛着をもち大切にすること。 		i. 失敗したときに気持ちを切り替えをする。 j. 知りたいことをみつけ、知るための方法を考える。
⑤ もに きさ 自分 の自信 を分 けよ	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 愛着関係・信頼関係を確立し、情緒を安定させる。 ☆ 自身や自尊感情をもつ。 ☆ 友達の良さに気づいたり、認めたりする。 		k. 身近な「人・もの・こと」に興味・関心をもつ。 l. 困ったことを解決しようとする。 m. 学級での生活上の課題を見つける。 n. 計画づくりの必要性に気づく。
⑥ 「人」 と「社会」 の関わり を大切に する	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 保育者との信頼関係を築く。 ☆ いろいろな人と出会い、かかわりをもつ。 ☆ 仲間同士の信頼関係を築く。 ☆ 人の話を聞く。 ☆ 相手の気持ちを受け止める。 		o. 自分のことは自分でする。 p. 係や当番活動などに取り組み、その大切さがわかる。 q. 家の手伝いや割り当てられた仕事・役割の必要性がわかる。
⑦ 自分 を豊 かに 表 現 す	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 自分の思いや感じたこと、考えたことをいろいろな方法で素直に表す。 ☆ 自己主張をする。 ☆ 自分の気持ちを言葉を使って表現する。 ☆ 自分の好きなことや得意なことをみつける。 ☆ 相手に自分の思いを伝える喜びを感じる。 ☆ 言葉を使って、自分の経験や考えたことを伝える。 		r. 互いの役割や役割分担の必要性が分かり、実行する。 s. 将来設計 t. 選択
⑧ 自分 の行 動を コン トラ ール す	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 順番を守ろうとしたり、待たたりする。 ☆ 集団の中で自己意識をもつ。 ☆ 場面に応じて自分の気持ちを抑えたり、葛藤を経験したりする。 ☆ 目的をもって遊び、集中し、持続し、粘り強く実現していこうとする。 ☆ 葛藤やつまづきに耐え、乗り越えようとする。 ☆ 生活や遊びの中でルールがあることに気づき、それを大切にすること。 ☆ 問題を自分で考えたり工夫したりして、解決していこうとする。 		q. 係や当番、委員会活動などに積極的ににかかわり、働くことの楽しさがわかる。 r. 互いの役割や役割分担の必要性が分かり、実行する。 s. 将来の夢やあこがれを抱く。
⑨ 友 達と とも に活 動す	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 友達のもっているイメージや意図がわかる。 ☆ 友達の立場に立って共感したり考えたり思いやったりする。 ☆ 友達のもっているイメージや意図と自分のそれとをつなげたり重ね合わせたりしながら、遊びを共有していく。 ☆ 一つの目的を共有し、友達と協同して実現していく。 		

基礎的・汎用的能力の基盤となる9つの力

※参考 「保育所保育指針」(厚生労働省)、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」(内閣府文部科学省厚生労働省)、「幼稚園教育要領」

や希望をもち すすんで社会貢献していこうとする 心豊かでたくましい子ども の育成

	あこがれ～ 高学年	中学校 ～地域貢献と『夢』発見～	高等学校 ～社会貢献と『夢』実現～
ま	a. 相手と場に合ったあいさつや返事をする。	a. 場に合ったふるまいをする。	a. 場に合ったふるまいをする。
み	b. 思いやりの気持ちを持ち、相手の立場に立って考え、行動する。	b. 他者に配慮しながら、積極的に人間関係を築く。	b. 他者の多様な考えや立場を理解し、よりよい人間関係を築く。
や	c. 自分と異なる意見も理解しつつ、話し合いに積極的に参加する。	c. 新しい環境や人間関係に適應する。	c. 新しい環境や人間関係をいかす。
ゆ	d. 異年齢集団の活動にすすんで参加し、役割と責任を果たす。	d. チームで活動するときに、自分がどのような役割を果たすべきかわかる。	d. 世代の異なる多様な人との関わりを積極的にもち、意見を伝え合いながら豊かな人間関係を築く。
ゆ	e. 相手の話しやすい環境をつくり、相手の意見を引き出す。	d. リーダーとフォロアーの立場を理解し、チームを組んで互いに支え合いながら活動する。	d. リーダーを中心にそれぞれの個性をいかし、役割を果たし、支え合いながら、目的に向かって協調・協力して活動する。
ろ	f. 自分の長所や欠点に気づき、自分らしさを発揮する。	e. 目的に向かって、積極的に活動し、周囲の人と協力しながら集団をまとめる。	e. 目的に向かって、積極的に活動し、周囲の人の個性をいかした役割を任せるなど、互いに信頼し合いながら集団をまとめる。
ろ	g. 自分の意見を整理し、相手にわかりやすく伝える。	f. 自分の良さを理解し伸ばしながら、学校や社会の中で積極的にいかす。	f. 学校や社会の中で、自分の個性をふまえ、自己がめざす進路をみつめる。
は	g. 自らやるべきことを見つけて積極的に取り組む。	f. さまざまな体験活動を通して、自尊感情（自己肯定感・自己有用感）を高める。	f. 自分の存在が周りの多くの人に支えられ、多くの人を支えていることを自覚し、自尊感情と社会貢献の意識を高める。
に	h. してはいけないことがわかり、自制する。	g. 自分の考えを的確に伝えることで、自己の存在に自信をもつ。	g. 学校や社会の中で、自分のよさをいかし、多くの人と関わりながらさまざまな活動に主体的に取り組む。
は	i. 悩みや葛藤を周りの人に相談する。	g. 自分が果たすべき役割について認識を深め、他者を思いやり、行動する。	h. 思いどおりにいかないことに直面したときに、冷静に受け止め、解決する方法を考え、実践する。
は	i. 過去の失敗をいかしながら行動する。	h. 思いどおりにいかないことに直面したときに、冷静に受け止める。	i. 過去の経験や他者からのアドバイスをいかしながら、ストレスを適切に解消する。
に	j. 課題解決に必要な情報を取捨選択し、まとめたことを発表する。	i. ストレスを成長の過程と前向きにとらえる。	i. 過去の経験や他者からのアドバイスをいかしながら、ストレスを適切に解消する。
に	k. 地域よさと課題を理解する。	i. 他者からのアドバイスをすすんでもらい、自分の行動にいかす。	j. 身近な地域や社会の課題を解決するための情報を収集、整理をし、積極的に広報する。
に	l. 友達と共に課題の原因を追究する。	j. 身近な地域課題を解決するための情報を収集、まとめ、共有をし、課題について共通認識をもつ。	k. 地域課題について、地域で求められる解決方法を考える。
に	m. 学校生活や学習上の課題を見つける。	k. 地域課題について、自分たちなりの解決方法を考える。	l. 経験に基づき課題の原因や解決策を追究する。
に	n. 見通しをもって行動する。	l. 経験に基づき課題の原因や解決策を追究する。	m. 多くの価値観にふれ、物事をもう一度見直す。
に	o. 自己の役割を責任をもって果たす。	m. 多くの価値観にふれ、物事をもう一度見直す。	n. 目標を明確にし、達成するために逆算しながら計画を立てる。
に	q. 社会生活にはいろいろな役割があることがわかる。	n. 目標を明確にし、達成するために逆算しながら計画を立てる。	o. 社会の一員としての役割や義務があることを理解し、責任を果たそうとする。
に	q. 体験学習などを通して、働くことの大切さや苦労がわかる。	o. 社会の一員としての役割や義務があることを理解し、責任を果たそうとする。	p. ふりかえりを通して今後の生活や活動へいかすための改善策を考える。
に	r. 身近な産業、職業の様子やその変化がわかる。	p. ふりかえりを通して今後の生活や活動へいかすための改善策を考える。	q. 学校生活や様々な体験活動によって学んだことを社会生活と結びつけ、よりよい社会の実現を目指す。
に	s. 将来の夢や希望をもち、実現をめざして努力しようとする。	q. 学校生活や様々な体験活動によって学んだことを社会生活と結びつけ、よりよい社会の実現を目指す。	r. 学校内外の人との関わりから、多くの価値観に触れ、多様な生き方（働き方、職業、進路、暮らし方）の選択肢があることを知る。
		r. 学校内外の人との関わりから、多くの価値観に触れ、多様な生き方があることに気づく。	s. 自己の興味関心や適性、能力、経験、学習をふまえた上で、自己の将来の夢を具体的に描き、実現するための目標や計画を立てる。
		s. 自身の興味・関心から自己の将来を描く。	t. 自己の将来の夢や目標、計画を基に、明確な理由をもって進路選択、それに基づく教科選択等をする。
		s. 将来の夢や希望を実現する上での課題を見つけ、最良のプロセスを見出す。	
		t. 自らの適性を理解し、進路について主体的に判断しながら進路決定をする。	

「小学校キャリア教育の手引き<改訂版>」、「中学校キャリア教育の手引き<改訂版>」、「高等学校キャリア教育の手引き」（いずれも文部科学省）

基本理念

プログラム編纂

プログラム／幼児期版

プログラム／小・中学校版

プログラム／高等学校版

共通題材の展開例

資料

3 3つのプログラム

本プログラムは、「小学校・中学校版」「高等学校版」「幼児期版」を集約しています。下に示す表は、3つのプログラムの概要です。

	概要	項目	本書掲載ページ
 <p>幼児期版</p>	<p>キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」のもとになる力について、体系化するとともに、共通題材「雲南の人・もの・こと」一覧表をまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 『夢』発見プログラム幼児期策定にあたって [幼児期]全体構想図 幼児期に育てたい力（シート①） 市内すべての幼稚園・保育所（園）・認定こども園で取り組む共通題材（例）（シート②） 幼児期版イメージ図 	<p>24</p> <p>25</p> <p>26</p> <p>28</p> <p>30</p>
 <p>小学校・中学校版</p>	<p>育成する力「基礎的・汎用的能力」を体系化するとともに、共通題材「雲南の人・もの・こと」一覧表を中学校区ごとにまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育が求められる背景（社会の現状と課題） 『夢』発見プログラムイメージ図 全体構想図 育成する力（シート①） 共通題材（シート②） 中学校区の共通題材（シート③） 家庭 地域 子どもへのかかわり 活用にあたって 	<p>14</p> <p>18</p> <p>20</p> <p>32</p> <p>34</p> <p>36</p> <p>50</p> <p>52</p>
 <p>高等学校版</p>	<p>育成する力「基礎的・汎用的能力」を体系化するとともに、キャリア教育における特色ある活動をまとめた。</p>	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育が求められる背景（社会の現状と課題） 『夢』発見プログラムイメージ図 全体構想図 育成する力（シート①） 共通題材（シート②） 高等学校のキャリア教育 活用にあたって（高等学校版） 	<p>14</p> <p>18</p> <p>20</p> <p>32</p> <p>34</p> <p>54</p> <p>58</p>

第2期 雲南市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月
発行 島根県雲南市
〒699-1392
島根県雲南市木次町里方 521 番地 1
TEL 0854 - 40 - 1044
FAX 0854 - 40 - 1079
編集 雲南市 子ども政策局 子ども政策課